

令和5年度 神栖市福祉活動基金の運用基準

基準等 対象事業		助成限度額	回数等	対象内容	助成要件
ア	ボランティアグループ活動費助成	1グループ 年間 5万円	初回～3回目 50,000円以内  4回～5回目 20,000円以内  また助成金額は グループの年間 総支出予算の 1/2を超えない 範囲とする。	●ボランティアグループの自主事業及び運営に対して、活動費の一部を助成する。	「ボランティアグループ」とは、当会ボランティアセンターにボランティア登録し、常時市社協または県社協と連携して「社会福祉」の分野にかかるボランティア活動を充実するものとし、原則として次の要件を満たすものとする。 ①ボランティアグループの組織運営が適切である。 (行政や社協から独立し、毎年度、事業計画・予算及び事業報告・決算報告が適切に行われている) ②ボランティア活動の自主性を尊重する観点から、自主財源確保に努力し、会員による会費負担がなされている。 ③ボランティア活動の実績が1年以上ある。 ④ボランティア活動が自主的かつ計画的組織的に行われている。 ⑤市社協・県社協が実施する地域福祉事業、又はボランティア研修会や学習会等に対して積極的な協力がなされている。 ⑥ボランティア活動が年間を通して定期的に実践されている。(原則月1回以上) ※自治体・他団体から助成のあるグループは対象外。
イ	ボランティア保険加入費助成	一人あたり 年間100円	年間1回	●ボランティア活動保険(社会福祉法人全国社会福祉協議会)に加入する際の保険料の一部を助成する。	当会ボランティアセンターにボランティア登録しているボランティアグループ、また個人ボランティアで市内在住または、主たる活動拠点が市内であること。ボランティア保険加入費を自治体等から直接全額助成を受けている場合は対象外。
ウ	ボランティア協力校事業	1校 年間 5万円	年間1回	●小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践、社会連帯の精神を養成するための事業に必要な経費を助成する。 ●通常の授業内での活動は対象外。 ●授業の延長や授業以外で行う活動で、学校や地域の実情にあわせ独自に計画され、その経費が学校予算枠を超えた部分を助成する。	①広報・啓発活動(福祉をテーマとした講演・映画・展示会の開催、学校新聞等での広報、ビデオ教材等の購入) ②社会福祉についての調査研究活動 ③体験学習を目的とした実践(社会福祉施設等での訪問交流、施設・養護学校等との提携校制度の実施、地域社会で生活する高齢者・障害(児)者などへのボランティア活動や学校行事への招待、地域社会づくりのための活動、国際理解・協力活動) ④社会福祉関係行事への参加及びボランティア活動 ⑤協力校相互間の交流及び学習活動 ⑥その他の必要な活動
エ	先駆的事业の取組みへの助成(地区別サロン活動助成)	1サロン 年間 2万円	初回～2回目 20,000円以内  3回目 10,000円以内  4回目以降は 助成しない	●地域福祉推進活動を推進するため、地域住民相互が中心となって運営する「地区別サロン」の立ち上げ支援として運営経費の一部を助成する。	「地区別サロン活動」とは、地域の児童や高齢者、障害者等が生きがいと元気に暮らすきっかけをつくり、住民同士の親睦を深める場で、原則として次の要件を満たすものとする。 ①当会ボランティアセンターにボランティア登録している。 ②地域住民(高齢者、障害者、児童、ボランティア等)が中心となって運営している。 ③サロンを年間を通じて定期的に開催している。(原則月1回) ④世話人などの代表者が最低1人いること。 ⑤サロンメンバーが概ね5人以上で構成されること。 ⑥運営費にメンバーによる費用負担があり、自治体・他団体から助成を受けていないこと。
オ	先駆的事业の取組みへの助成(当事者グループ活動助成)	1グループ 年間 2万円	初回～2回目 20,000円以内  3回目 10,000円以内  4回目以降は 助成しない	●同一の生活課題や障害等を抱える人同士が、対等な関係性の中で支え合うグループの立ち上げ支援として運営経費の一部を助成する。	「当事者グループ活動」とは、地域福祉における要支援者、障害者本人またはその家族同士が対等な立場で、情報や考え方などを交換・共有することを通じて、各自の課題解決や社会参加につなげていく活動で、原則として次の要件を満たすものとする。 ①地域住民(ボランティアとして関わる者も含む)が中心となって運営している。 ②グループ活動を年間を通じて定期的に行っている。(原則月1回) ③世話人などの代表者が最低1人いること。 ④メンバーが概ね5人以上で、かつ神栖市在住者が半数以上で構成されること。 ⑤運営費にメンバーによる費用負担があり、自治体・他団体から助成を受けていないこと。
カ	先駆的事业の取組みへの助成(生活支援活動助成)	1グループ 年間2万円	初回～2回目 20,000円以内  3回目 10,000円以内  4回目以降は 助成しない	●地域住民が中心となって市民の生活課題の直接解決に取り組もうとするグループに対し活動費の一部を助成する。 例：子ども食堂活動(※子ども食堂とは地域住民が家庭における「共食」が難しい子供たちへ無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場)	原則として次の要件を満たすものとする。 ①当会ボランティアセンターにボランティア登録している。 ②地域住民(ボランティアとして関わる者も含む)が中心となって運営している。 ③年間を通じて定期的に開催している。(年間6回以上) ④世話人などの代表者が最低1人いること。 ⑤メンバーが概ね5人以上で構成されること。 ⑥運営費にメンバーによる費用負担があり、自治体・他団体から助成を受けていないこと。
キ	活動資機材の整備	対象経費の2/3以内	1グループにつき 1回のみ  50,000円以内	●活動上どうしても必要な資機材の購入・修理等に必要な費用を助成する。	「ア」の要件を満たすボランティアグループ、「エ」の要件を満たす地区別サロン、「オ」の要件を満たす当事者グループのいずれかの団体が、左記内容を実施する場合。 (アまたはエ、オと重複助成も可能とする)  過去5年の間に同助成を受けた団体は対象外。